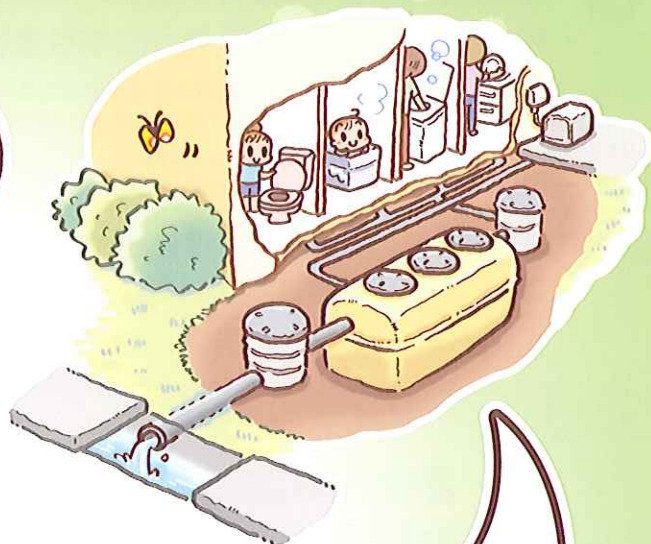


～浄化槽を管理されている方へ～

定期検査の受検を!

定期検査は、ぼくの健康診断。
毎年1回受けてね!!



実際の写真



大阪府浄化槽
マスコットキャラクター
ジョワ

浄化槽を管理されている方には、浄化槽法で次の3つのことが義務づけられています。

保守点検

浄化槽が正常に機能するように調整・点検し、簡単な修理を行ったり、害虫の駆除、消毒薬の補充を行います。

清掃

浄化槽にたまった汚泥の引き抜きや機械類等を洗浄します。1年に1回以上(全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上)行うことが必要です。

定期検査

処理水の水質を分析するなど、浄化槽が正常に機能しているか、また適正に管理されているか、大阪府の指定した検査機関が検査をします。毎年1回の受検が必要です。

定期検査の新制度がスタート

(平成25年9月1日施行)

10人槽以下の浄化槽（一戸建て住宅等）の定期検査が受けやすくなりました。

- 1 検査手数料が改定されました。
6,000円 → 5,000円
- 2 検査機関から指定された保守点検業者が定期検査の一部業務を行えるようになりました。

*現在契約されている保守点検業者が定期検査の実施可能な業者（以下「指定保守点検業者」という。）であるかを確認したい場合は、直接、検査機関に問わせてください。
〔検査機関：一般社団法人 大阪府環境水質指導協会〕
*従来どおり検査機関の検査員による検査も可能です。



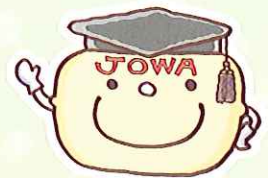
《参考》 11人槽以上の浄化槽は、従来どおり、検査機関の検査員が実施します。
また、制度の詳細については大阪府ホームページをご確認ください。

URL <http://www.pref.osaka.jp/>



浄化槽の定期検査は必ず受検しましょう。

検査を受検しない場合には、知事等から受検命令等の処分が行われることがあります。
(浄化槽法第66条の2：命令に違反した者は30万以下の過料に処されることがあります。)



問い合わせ先

定期検査の申込や指定保守点検業者に関すること

一般社団法人 大阪府環境水質指導協会(大阪府知事指定検査機関) TEL: 072-257-3531

浄化槽法に関すること

大阪府保健所

保健所	所轄区域(浄化槽)	電話番号	保健所	所轄区域(浄化槽)	電話番号
池田	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	072-751-2990	八尾	柏原市	072-994-0661
茨木	島本町	072-620-6706	藤井寺	羽曳野市、藤井寺市	072-952-6165
枚方	枚方市(※)	072-845-3151	富田林	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	0721-23-2681
守口	守口市、門真市	06-6993-3134	和泉	泉大津市、高石市、忠岡町	0725-41-1342
四條畷	大東市	072-878-4480	泉佐野	泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町	072-462-7982

※平成26年度から問い合わせ先が枚方市へ移ります。

各市担当部局

市町村名	浄化槽担当部局名	電話番号	内線	市町村名	浄化槽担当部局名	電話番号	内線
大阪市	大阪市保健所環境衛生監視課	06-6647-0763		四條畷市	まちづくり部生活環境課	072-877-2121	520
堺市	堺市保健所環境業務課	072-222-9940		東大阪市	東大阪市保健所環境業務課	072-960-3804	
豊中市	豊中市保健所衛生管理課	06-6152-7321		八尾市	経済環境部環境保全課	072-994-3760	
吹田市	環境部資源循環室事業課	06-6381-8500		松原市	市民生活部環境政策課	072-337-3127	
摂津市	土木下水道部下水道業務課	06-6383-1111	2718	和泉市	環境産業部環境保全課	0725-99-8121	
茨木市	産業環境部環境保全課	072-620-1646		岸和田市	環境部環境保全課	072-423-9462	
高槻市	産業環境部清掃業務課	072-673-1137		貝塚市	上下水道部下水道推進課	072-423-2151	2912
寝屋川市	まち政策部まちづくり指導課	072-824-1181	2740	阪南市	市民部生活環境課	072-471-5678	
交野市	環境部生活環境課	072-892-0121	518				